

## ●科学と社会委員会運営要綱

〔平成17年10月4日  
日本学術会議第1回幹事会決定〕

改正 平成18年11月22日日本学術会議第29回幹事会決定  
 改正 平成19年4月26日日本学術会議第37回幹事会決定  
 改正 平成20年12月25日日本学術会議第70回幹事会決定  
 改正 平成21年2月26日日本学術会議第72回幹事会決定  
 改正 平成23年10月28日日本学術会議第139回幹事会決定  
 改正 平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定  
 改正 平成24年1月27日日本学術会議第144回幹事会決定  
 改正 平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定  
 改正 平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定  
 改正 平成26年3月20日日本学術会議第190回幹事会決定

(組織)

第1 科学と社会委員会（以下「委員会」という。）は、副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）、各部の3名（うち1名は役員とする。）の会員及び必要に応じて会員の中から選ばれる4名以内の委員をもって組織する。

(分科会)

第2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。

分科会等	調査審議事項	構成	備考
科学力増進分科会	国民の科学力増進に関すること	各部の2名以内の会員及び委員会の委員3名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名	
科学力増進分科会科学技術リテラシー小委員会	科学技術リテラシー像の策定等に関すること	副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者50名以内	
科学力増進分科会高校理科教育検討小委員会	科学力増進の観点から高校教科「理科」における・学習内容の総括と科目再編成の	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	設置期間：平成26年3月20日～平成26年9月30日

	<p>議論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校以降の進路を見据えた「理科」教育の充実に関すること</li> </ul>		
年次報告等検討分科会	年次報告書の執筆・編集及び外部評価に関すること	副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び各部1名並びに連携会員若干名	
「知の航海」分科会	「知の航海」シリーズに関すること	会員又は連携会員9名以内	
課題別審議検討分科会	課題別委員会の設置提案及び委員の選考等の調整に関すること	会長、副会長及び各部長	
課題別審議等査読分科会	勧告、要望及び声明並びに課題別委員会及び幹事会の附置委員会（大学教育の分野別質保証委員会を除く）が作成する提言及び報告の草案の査読に関すること	委員会の委員及び会員又は連携会員10名以内	
政府、社会及び国民等との連携強化分科会	政府、社会及び国民等との連携の強化に資する情報発信その他の方策の検討及び実施に関すること	会長、副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び会員又は連携会員20名以内	

（庶務）

第3 委員会の庶務は、事務局企画課及び参事官（審議第一担当及び審議第二

担当)において処理する。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年11月22日日本学術会議第29回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年4月26日日本学術会議第37回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日日本学術会議第70回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成21年 2月26日日本学術会議第72回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成23年10月28日日本学術会議第139回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成24年 1月27日日本学術会議第144回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成25年 2月22日日本学術会議第169回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成25年 9月24日日本学術会議第178回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成26年 3月20日日本学術会議第190回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。